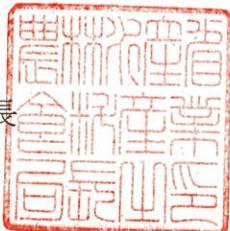


元食産第1062号
令和元年7月5日

食品産業センター 殿

農林水産省食料産業局長



消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁等の周知について

このことについて、経済産業省、公正取引委員会及び消費者庁より、関係企業等に対して、別添のとおり通知されておりますので、貴団体にもお知らせいたします。

貴団体におかれましても、別添の趣旨及び遵守事項について十分御理解の上、会員企業に対し周知徹底を図っていただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

なお、食品産業においては、特に以下のような違反事例について御留意願うとともに、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）」に違反する行為に対しては、農林水産省としても、関係府省庁と連携して迅速かつ厳正に対処することとされておりますので申し添えます。

- ① 標準税率が適用される店内飲食価格の据置きを理由に、実質的な本体価格2%引下げ分の一部を納入業者に負担してもらうために、食材の納入価格の引下げを要求すること
- ② 軽減税率が適用される飲食料品について、支払手数料等については標準税率が適用されるにも関わらず、飲食料品の税込の販売高に一定の割合を乗じて支払手数料等の金額を計算する方法を存置すること